

# 電子納品運用マニュアル(平成19年4月) 改訂点(新旧対応表)

※ 下記以外にも、章・節・項目等の番号や、意味、内容の変わらない範囲での字句の訂正、修正、追加がある。

主な改定事項	改定前ページ	改定後ページ	番号	項目等	改定前	改定後	改訂の理由
○	P3	"	2	電子納品の対象について	2. 対象時期 指名競争入札については指名通知日、一般競争入札・公募型指名競争入札については公告日が平成18年4月1日以降のもの。	2. 対象時期 指名競争入札については指名通知日、一般競争入札・公募型指名競争入札については公告日が平成19年4月1日以降のもの。	今回の改定の適用に関するものであるため、対象時期を左記のとおりとした。
					4. 対象金額 設計・測量・調査業務 金額に関わらず全て 建設工事 工事写真と出来形管理図については全て 工事完成図は附請負額 3千万円以上のもの	4. 対象金額 設計・測量・調査業務 金額に関わらず全て 建設工事 金額に関わらず全て	工事完成図提出義務づけ対象金額の下限を廃止した。すなわち、工事全案件について工事完成図を電子納品対象とした。 (※ 平成15年3月に策定された「山梨県CALS/EC整備基本計画」に基づき、左記のとおり電子納品適用対象の範囲を拡大した。)
					「現場技術業務委託」「緊急業務委託」などの委託業務は、電子納品の対象業務とはならない。 ただし、特記仕様書に記述することにより電子納品を求めることができる。	「現場技術業務委託」「緊急業務委託」「積算業務委託」など、将来再利用が想定されない業務の成果品は、電子納品の対象としない。 例えば、緊急業務委託のうち「道路除雪」等がこれにあたる。一方、緊急業務委託により「橋梁補修」などを行った場合で、その補修履歴等将来再利用が想定される成果品はこの限りでない。 なお、省スペース化等のためこれらの業務の成果物を電子化して提出することを妨げない。この場合、特記仕様書にその旨を記載することを原則とする。また、これらの業務の電子成果品は本マニュアルの規定対象外として扱う。 電子納品の対象業務と対象外業務を一つの契約として業務を実施する場合は、対象業務の成果品のみ電子納品を行うこととする。	電子納品の対象外とする委託業務を明確化し、これらの業務の成果品の取り扱いを明確にした。
○	P4	"	2-2)	2)金額に関する適用の考え方	2)金額に関する適用の考え方 変更契約により義務づけの金額を超える場合は、基本的に対象とはしない。	(削除)	本改定により、業務・工事ともに金額のしぼりなく全案件が対象となったため。
	P4	"	2-3)	工事完成書類のうち対象範囲以外の電子納品	3)工事完成書類のうち対象範囲以外の電子納品 工事完成図書のうち、工事写真、工事完成図、出来形管理図以外の書類の電子納品については、発注者側の申し出があった場合に実施する。 ただし、発注者側は押印のあるものや押印の必要なもの以外、電子納品推進の観点から紙と電子の二重納品は求めないことを原則とする。	2)工事完成書類のうち対象範囲以外の電子納品 工事完成図書のうち、工事写真、工事完成図、出来形管理図以外の書類の電子納品については、受注者側の申し出があった場合に実施することとし、発注者側は電子納品推進の観点から紙と電子の二重納品を求めないことを原則とする。 ただしこの場合、押印のあるものや押印の必要なもの(工事打合せ簿、施工計画書等)については原本性を確保するため、紙と電子の両方を納品することとする。』に変更した。	表現をわかりやすくした。
○	P6	"	3-2)	山梨県土木部の電子納品に関する要領・基準等と国の要領等の関係	(略)	[図2-1]の要領・基準類の関係図を時点修正した。	国の基準改定、新規制定による。 (「電子納品運用ガイドライン(案) 機械設備工事編【工事】[H18.3]」、「電子納品運用ガイドライン(案) 機械設備工事編【業務】[H18.3]」及び「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)機械設備工事編[H18.3]」に改定された。 電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】[H18.9]及び電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】[H18.9]が新たに制定された。)
	P10	"	4-2(1)	設計書コード・工事番号について	(記入無し)  『年度(西暦下2桁)』	『※所属コードは、本課執行であっても工事・業務を所轄する所属コードおよび担当課コードを選択する。』と明記した。  『年度(西暦下2桁)』を『発注年度(西暦下2桁)』に変更。	所属コードの取り扱い上の注意を追加した。  当初契約時の年度(発注年度)であることを明確にした。(完成年度と勘違いされるケースがあるため。)
	P14	"	4-4	納品物のチェック	これ以外に電子納品チェックシステムによりチェックを行う。 この電子納品チェックシステムは作成した電子媒体のデータ内容に問題がないかチェックしてくれるもので、「ファイル構成」「XML構成」「XML要素内容」「PDF」の4項目について検査される。	これ以外に最新版の(国)電子納品チェックシステムによりチェックを行う。 この(国)電子納品チェックシステムは、作成した電子成果品が国の電子納品に関する要領・基準(案)に従って作成されているかをチェックしてくれるもので、「ファイル構成」「XML構成」「XML要素内容」「PDF」「CAD」の5項目についてチェックされる。ただし、「CAD」のレイヤ名のチェックについては、P21形式のファイルのみを対象としていて、本県で採用するCADファイル形式(「8-2 CADデータのフォーマットについて」を参照のこと)はチェックの対象外となるため、その取り扱いには注意が必要である。 例えば、いったんP21形式に変換したファイルに対し、(国)電子納品チェックシステムでチェックを行い、その内容について、協議日、エラー内容、協議の内容を記した「電子媒体管理書」とともに、本県の採用形式であるsfc形式によりCADファイルを最終成果として納品する方法が考えられる。	よりわかりやすく説明を補足した。

主な改定事項	改定前ページ	改定後ページ	番号	項目等	改定前	改定後	改訂の理由
	P18	"	4-7	提出する部数について	(記入無し)	「図4-1 成果品(設計・測量・調査業務)について」の「契約図書と共に保存」の部分に『 <b>本課執行の場合 本課にCD-Rを送付</b> 』を追加した。  『 <b>※本庁直接執行(直轄)の場合も同様の取扱いとする。</b> 』を追加した。	さらに詳しく解説を加えた。  直接本庁各課室が担当する場合の取り扱いを明記した。
	P23	"	4-13	電子データの保管・管理	・電子媒体の保管・管理は各建設事務所(特設事務所)でおこなう。 ・納品された電子媒体は、技術次長(技術指導幹・ダム管理幹・工務課長・管理課長)が回収する。	・電子媒体の保管・管理は各建設事務所(特設事務所)でおこなう。 <b>ただし、本庁直轄の場合は当該各課室でおこなう。</b> ・納品された電子媒体は、技術次長(技術指導幹・ダム管理幹・工務課長・管理課長)が回収する。 <b>ただし、本庁直轄の場合は当該各課室の技術課長補佐または技術指導監が回収する。</b>	直接本庁各課室が担当する場合の取り扱いを明記した。
	P25	"	4-14-(1)	フォルダ構成について	1)工事写真と出来形管理図を電子納品する場合のフォルダ構成について	1)工事写真・出来形管理図・ <b>工事完成図</b> を電子納品する場合のフォルダ構成	工事完成図も電子納品の対象とした場合のフォルダ構成を図で例示した。
	P26	"	5-2	報告書ファイル容量	(国)電子納品チェックプログラム	(国)電子納品チェックシステム	正式な用語に訂正した。
	P47	"	6-10-1)	PDFファイル	(国)設計納品要領では、報告書のファイル編集(PDF)について、しおり・サムネイル・初期表示設定等を定めている(付属資料5「 <b>2ファイルの編集.jp77</b> 」)が、測量成果品に対するPDFの規定に関する特段の規定はない。	(国)設計納品要領(「 <b>5 報告書ファイルの作成</b> 」P12)では、報告書のファイル編集(PDF)について、しおり・サムネイル・初期表示設定等を定めているが、測量成果品に対するPDFの規定に関する特段の規定はない。	誤りを訂正した。
	P48	"	6-11-1)	平板測量	「DM-CAD(SXF)交換仕様(案)」	「拡張DM-SXF変換仕様(案)」 <a href="http://www.jaic.or.jp/hyojun/dm-cad.htm">http://www.jaic.or.jp/hyojun/dm-cad.htm</a>	平成18年6月に「拡張DM-SXF変換仕様(案)」に改められたため。
	P49	"	6-11-2)	DMデータ	「DM-CAD(SXF)交換仕様(案)」	「拡張DM-SXF変換仕様(案)」 <a href="http://www.jaic.or.jp/hyojun/dm-cad.htm">http://www.jaic.or.jp/hyojun/dm-cad.htm</a>	平成18年6月に「拡張DM-SXF変換仕様(案)」に改められたため。
	P51	"	7-1	適用	国土交通省: 1.共通仕様書(各地方整備局)	国土交通省: 1.土木工事共通仕様書(各地方整備局)	正式な用語に訂正した。
	P52	"	7-2	電子納品対象書類	技術管理室では、 <b>電子台帳システム</b> の構築を検討しており…	技術管理室では、 <b>電子納品保管管理システム</b> の構築を予定しており…	正式な用語に訂正した。
	P56	"	7-5	図7-3 工事完成図提出に関する流れ	工事完成図不要が原則 ただし、受注者側からの積極的な申し出が合った場合は、電子納品しても良い。 その場合、 <b>発注者側が提供したデータ形式</b> で電子納品する。	工事完成図不要が原則 ただし、受注者側からの積極的な申し出が合った場合は、電子納品しても良い。その場合、 <b>SXF形式か発注者側が提供したデータ形式</b> で電子納品する。	電子納品するCADのデータは原則SXF形式であるため追記した。
	P56	"	7-5	図7-3 工事完成図提出に関する流れ	(国)電子納品プログラム	(国)電子納品チェックシステム	正式な用語に訂正した。
	P65	"	8-2-1)	図8-1 交換標準のイメージ	図中「交換標準がないと(N×N)の交換手続きが必要となり煩雑である」	図中「交換標準がないと(N×(N-1))の交換手続きが必要となり煩雑である」	誤りを訂正した。
	P66	"	8-3	用地測量図面におけるレイヤ構成	表8-1の中の「-YOU-LINE」の内容に「 <b>用地取得線</b> 」、「 <b>用地境界線</b> 」とある。	「 <b>用地取得線</b> 」を「 <b>用地取得線(起業地の境界)</b> 」 「 <b>用地境界線</b> 」を「 <b>土地の境界</b> 」と改める。	「 <b>用地取得線</b> 」と「 <b>用地境界線</b> 」が類似した用語であるため、明確に区別した。
	P67	"	8-3	用地測量図面におけるレイヤ構成	◎用地測量図面のレイヤ構成についての補足 ・「公園転写連続図」における <b>境界線</b> は「YOU-LINE」を使用する。 ・「YOU-LINE」は「 <b>買収する土地</b> 」のことを示しています。	◎ <b>用地測量図面のレイヤ構成についての補足</b> ・「公園転写連続図」における <b>境界線(土地の境界)</b> は「YOU-LINE」を使用する。 ・「YOU-LINE」は「 <b>買収する土地上の境界(用地取得線)</b> 」のことを示しています。	表現をわかりやすくした。

主な改定事項	改定前ページ	改定後ページ	番号	項目等	改定前	改定後	改訂の理由
	P71	"	9-5	その他の留意事項	3. 写真管理ソフトを利用する場合は、(国)デジタル写真管理基準の最新版に準拠したソフトを利用すること。	3. 写真管理ソフト、電子納品支援ソフト、CADソフト等を利用する場合は、国の要領、基準等の最新版に準拠したソフトを利用すること。(なお、これらのソフトについて、山梨県が指定、推奨または動作保証をすることはしない。)	写真管理ソフト以外のソフトも国の要領、基準等の最新版に準拠した仕様であることが必要のため。また、県として特に推奨する写真管理ソフト等がないことも追記した。
	P72	"	10 (1)	要領・運用マニュアル等のホームページアドレス	「電子納品・保管管理システム チェックシステム」 CORINSコード表「 <a href="http://www.ct.jacic.or.jp/corins/index2.html">http://www.ct.jacic.or.jp/corins/index2.html</a> 」	「電子納品チェックシステム」に改める。 CORINSコード表「 <a href="http://www.ct.jacic.or.jp/corins/index.html">http://www.ct.jacic.or.jp/corins/index.html</a> 」に改める。	誤りを訂正した。 リンク切れを修正した。
	P75	"	10-(2)-3)	データ作成に関する各種の規定について	「図10-3 データ活用のために必要な仕様の例」	左図を修正	要領・基準・仕様等の改定により図を時点修正した。
	P76	"	10-(2)-4)	データ変換に関する標準について	「図10-4 DM,CAD,GIS間のデータ変換に関する標準」	左図を修正	要領・基準・仕様等の改定により図を時点修正した。